

遼寧省人口と計画生育条例
についての解説および仮訳

2022年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所 北京盈科（大連）
 律師事務所に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改
 正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断による
 ものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。
 また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するもので
 はなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基
 づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めくだ
 さい。

ジェトロおよび北京盈科（大連）律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接
 的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、そ
 れが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわら
 ず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京盈科（大連）律師事務所が
 係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
 ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所

E-mail：PCD@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

はじめに.....	1
1、適用範囲（第三条、第四条、第五条、第六条）.....	2
2、計画生育（第十五条）.....	2
3、計画生育の医療保障（第十七条）.....	2
4、計画生育の休暇保障（第十九条、第二十条）.....	2
5、一人っ子父母の経済補助（第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条）.....	4

遼寧省人口と計画生育条例についての解説および仮訳

はじめに

中国社会は近年、目覚ましい経済発展を遂げた一方で、少子高齢化が急速に進み、持続可能な経済発展と豊かな社会の実現のため、人口と計画生育に関する法律法規は基本的な国策として、整備されている。その一環として、2021年8月に人口と計画生育法の改正が完成して以来、中国各省では人口と計画生育条例の改正が相次いで行われている。「遼寧省では遼寧省人口と計画生育条例」（以下、本条例）は2003年より実施され、2021年11月に6回目の改正が行われた。

改正後の本条例は、休暇保障措置として育児休暇、男性の看護休暇、一人っ子の親に対する介護休暇、産休、結婚休暇などの休暇制度の改善とともに、生育保健と医療の充実化、保育サービスの利便化、一人っ子家庭への支援対策などの一連の制度保証により、バランスの取れた人口増加に寄与しようとしている。本条例において政策的な内容および行政機関に関する職責などの内容がかなり多いため、本レポートは、主に企業と従業員に関連する内容および実務上の対応にかかる留意点を解説するものである。文末に弁法全文の仮訳を付したため、併せて参照されたい。

本レポートは、ジェトロ大連事務所が北京盈科（大連）律師事務所に委託し、まとめたものである。

1. 適用範囲（第三条、第四条、第五条、第六条）

計画生育は基本国策として、官民一体になって取り込むことが求められている。各級人民政府は、本行政区域内に事業の指導的な役割を果たし、衛生健康主管部門は、具体的な事業活動を担当する。企業、事業機関、他の社会団体および公民は、人民政府の人口と計画生育事業の展開に協力する義務があると定められている。

2. 計画生育（第十五条）

2015 年末、36 年にわたって実施した「一人っ子政策」が廃止され、原則として 2 人の子供の出産が認められた。急激な少子高齢化が進む中、2021 年 8 月に人口と計画生育法の 2 回目の改正により、1 組の夫婦は 3 人の子供を生育することができるようになった。このように子供の出産人数制限が緩和されたが、3 人までの条件はあくまでも合法の夫婦の場合に限る。本条例の第十五条は改正後の人口と計画生育法の計画生育基本方針に対する再確認でもある。

3. 計画生育の医療保障（第十七条）

計画生育を実行する夫婦は無料で避妊薬・器具の受け取り、妊娠・避妊に関する施術とその手術合併症の診療、および計画生育に関するルーチン検査を受けることができる。

4. 計画生育の休暇保障（第十九条、第二十条）

(1) 産休休暇と看護休暇：本条例の規定に適合して女性が出産する場合（「遼寧省女性従業員労働保護弁法」により、婚姻外の出産でも女性が産休休暇を取得することができると考

える)、女性側は国の規定した産休(98日)のほか、さらに60日の産休を取得することができる(合計158日)、夫は出産看護休暇を20日取得することができる(改正前より5日増加)。

産休休暇のうち、出産予定日を基準にして出産前には15日の休暇を取ることができるが、産休の継続性について産休の本質に鑑みて産後休暇を継続して使う必要があると考えられる。これに対し、夫の看護休暇は妻と子供の状態および家庭事情により使い方を決めることに合理性があると考え、継続して使うかどうか柔軟に対応可能である。

(2) 育児休暇(増設)：子供が3歳未満の夫婦は、それぞれ毎年累計10日の育児休暇を取得することができる。

(3) 結婚休暇：婚姻手続きした夫婦は、国が規定した結婚休暇(3日)のほか、さらに7日の結婚休暇を取得することができる(合計10日)。

婚姻手続きしたことは結婚休暇を申請する条件となっているが、結婚休暇の性質および休暇管理のため、企業として従業規則などにより婚姻手続きしてから合理的な期間を設定し、結婚休暇取得の条件を設けることが可能ではないかと考える。

(4) 介護休暇(増設)：「一人っ子父母光栄証書」を獲得した満60歳の夫婦が入院治療した場合、その子供の勤務先はその子供に毎年累計15日以内の介護休暇を与える。

(5) 計画生育施術休暇：計画生育施術を受けた場合、施術休暇を取得することができる。その日数は改正前と変わらず、詳細は第二十条を参照されたい。

(6) 以上の休暇につき、休暇期間中に賃金が同様に支給され、福祉待遇も変わらない。休暇取得を理由にして昇進、評価、配置などに関する不利な扱いをしてはならない。

5. 一人っ子父母の経済補助（第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条）

(1) 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した都市住民と農村住民は子供が 18 歳になるまで、毎月一人っ子の両親に 10 元以上の奨励金を支給される、または一括で 2,000 元の奨励金と支給されるが、在職者の都市住民は、夫婦双方の勤務先がそれぞれ 50% ずつ負担し、一方が無職者または亡くなった場合、他方の勤務先が全額支給する。都市住民の従業員が定年退職した後、その勤務先が毎月 10 元または一括で 2,000 元の補助金を支給する。

都市住民と農村住民とは戸籍によるか、住居によるか、その基準が未だに不明確であるが、実務上、一人っ子の奨励金と補助金の支給につき、企業の従業員なら、全員が都市住民の規定を適用することは広く行われているようである。また、夫婦一方が無職であることの確認として、失業証書の提出が求められる。また、2015 年末、「一人っ子政策」を廃止され、2016 に年 1 月 1 日実施日以降出産した子供の両親は原則として「一人っ子父母」の待遇を受けられないであろう。

(2) 「一人っ子父母光栄証書」を取得した夫婦は、その一人っ子が死亡または不慮の発生により労働能力を失った後、生育または養子縁組をしない場合、定年退職後、その勤務先から一括で 3,000 元以上の補助金が支給される。

(3) 生涯生育せず、養子縁組もしていない夫婦は、上記の待遇を受けることができるが、「一人っ子父母光栄証書」を獲得した夫婦が第 2 子を生育した場合、一人っ子父母奨励金の支給は終了する。

参考：「遼寧省人口と計画生育条例」仮訳

遼寧省人口と計画生育条例（仮訳）

（2021年11月26日に遼寧省第13期人民代表大会常務委員会第30回会議（「遼寧省人口と計画出生条例」改正に関する決定）により、第6回目の改正がされた。）

第一章 総則

第一条 人口の長期的な均衡発展を促進し、人口と経済、社会、資源、環境の調和と持続可能な発展を実現し、計画生育を推進するために、「中華人民共和国人口と計画生育法」（以下「人口と計画生育法」と略称する）などの関連法律、行政法規に基づき、本省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第二条 本省の行政区域内にある国家機関、社会団体、企業、事業機関およびその他の組織、本省に居住している公民および本省に戸籍を有しているが省外に居住する公民は、「人口と計画生育法」と本条例を遵守しなければならない。

第三条 計画生育を実行することは国の基本国策である。

各級人民政府は国家の生育最適化政策を厳格に実行し、人口数をコントロールし、人口の資質を高め、適度な生育水準の実現を推進し、人口構造を最適化して、人口の長期的な均衡発展を促進しなければならない。

第四条 各級人民政府は、本行政区域内における人口と計画生育事業を指導する。

省、市、県（県級市、区を含む、以下同様）の衛生健康主管部門は本行政区域内の計画生育事業と計画生育に関連する人口事業活動を担当する。その他の関係部門はそれぞれの職責範囲内で関連する人口と計画生育の事業活動を担当する。

第五条 労働組合、共産主義青年団、婦人連合会および計画生育協会などの社会団体、

企業、事業機関と公民は、人民政府の人口と計画生育事業の展開に協力しなければならない。

第六条 省、市、県人民政府は国の関連規定に従い、人口と計画生育事業において著しい成績をあげた組織、個人に対して奨励を与えるものとする。

第二章 人口発展計画の制定と実施

第七条 省、市、県人民政府は「人口と計画生育法」に基づいて本行政区域の年度人口発展計画と中・長期人口発展計画を編成し、人口発展計画に基づいて、人口と計画生育の実施方案を制定し、また組織して実施する。

第八条 省、市、県の衛生健康主管部門は人口と計画生育実施方案の組織、調和、審査、評価などの日常業務を担当する。

郷(鎮)人民政府、街道弁事処は本管轄区域内の人口と計画生育事業を担当し、人口と計画生育の実施方案を徹底する。

第九条 各級人民政府は国民経済と社会発展状況に基づいて人口と計画生育経費投入の全体水準を徐々に高め、人口と計画生育事業に必要な経費を保障しなければならない。

各級人民政府は後進地域、少数民族地区における人口と計画生育事業の展開に対して、重点的に扶助しなければならない。

各企業、事業機構は必要な経費を提供し、当団体の人口と計画生育事業の展開を保証しなければならない。

社会团体、組織または個人の人口と計画生育事業に対する寄付を奨励するものとする。

第十条 流動人口の計画生育事業は、流動人口戸籍の所在地と現居住地の人民政府が共同で責任を負い、主に現居住地の人民政府が行い、戸籍所在地の人民政府がこれに協力するものとする。統一的なサービス管理を実行し、流動人口の計画生育の基本公共サービスの均等化を推進するものとする。

第十一条 衛生健康、教育、科学技術、文化と観光、民政、出版、ラジオ・テレビなどの部門は人口と計画生育の宣伝を組織、実行しなければならない。マスメディアは人口と計画生育に関する公益性の宣伝を実行しなければならない。

第十二条 教育主管部門は学校に必要な授業時間を手配するよう指導し、生徒に対して、人口理論教育、生理衛生教育、思春期教育または性教育を実施しなければならない。

第十三条 国家機関、社会团体、企業、事業機構と村(居)民委員会は、実際の状況に基づき、計画生育機構を設立し、または人員を指定し、本団体、本管轄区域内の計画生育事業を完成し、本条例に規定された計画生育奨励と優遇措置を実行し、ならびに衛生健康主管部門に本部門、本管轄区域の計画生育に関する仕事状況を報告するものとする。

第十四条 人口と計画生育の目標管理責任制を確立して完備させ、人民政府はその所属部門とその一階級下の人民政府に対して、衛生健康主管部門は本級人民政府に所属するその他の部門と一階級下の人民政府に所属する部門に対して、二重監督を実行する。国家機関、社会团体、企業、事業機構の法定代表者の計画生育事業責任制を確立し、日常監督と定期検査を結合する方式を用いて審査を行う。

第三章 生育調節

第十五条 適齡の結婚出産、優生優育を提唱する。1組の夫婦は3人の子供を生育することができる。

第十六条 衛生健康、警察、医療保障、人的資源社会保障などの部門は各自の職責範囲内において、出生医学証明書、児童予防接種、戸籍登録、医療保険加入、社会保険カード申請などを統合した手続を推進する。

第十七条 計画生育を実行する夫婦は以下のサービスを無料で受けることができる。

(一)非売品の避妊薬・器具を受け取る。

(二)子宮内避妊器具の装着と取り出し。

(三)卵管結紮術と卵管開口術、輸精管結紮術と再吻合手術、避妊インプラントと避妊剤の取り出しを実施する。

(四)計画生育手術合併症の診療。

(五)第(二)項から第(四)項までに関連するルーチン検査。

(六)国が規定したその他の項目。

前款の規定に必要な経費は、国の関連規定に従って財政予算に組み入れ、または社会保険によって保障される。

第四章 奨励と社会保障

第十八条 基本養老保険、基本医療保険、生育保険と社会福祉などの社会保障制度を確立し、健全化させて、計画生育の利益誘導メカニズムを実行し、公民の計画生育を実行する基本的な需要を満たし、計画生育を促進する。

第十九条 法に基づいて婚姻手続きした夫婦は、国が規定した結婚休暇のほか、さらに 7 日の結婚休暇を与えられる。本条例の規定に適合して子供を生育する場合、女性側は国の規定した産休のほか、さらに 60 日の産休を与えられ、男性側は看護休暇を 20 日取得することができる。子供が 3 歳未満の夫婦は、それぞれ毎年累計 10 日の育児休暇を取得することができる。休暇期間中に賃金が同様に支給され、福祉待遇も変わらない。

「一人っ子父母光栄証書」を獲得した夫婦が満 60 歳になってから入院治療を受けた場合、その子供の勤務先は子供の親に対する介護を支持しなければならず、その子供に毎年累計 15 日を超えない介護休暇を与えるものとする。介護休暇期間中は、就業者と同等の待遇を受けることができる。

第二十条 計画生育手術を受ける職員は、以下の休暇待遇を受けることができる。

(一)子宮内妊娠器具を装着する場合、休暇は 3 日で 7 日以内は重労働を手配せず、産休期間中に装着する場合、産休は延長する。

(二) 避妊インプラントの場合、休暇は 5 日で、産休期間中に装着する場合、産休は延長する。

(三)子宮内妊娠器具を取り出す場合、休暇は 2 日で、避妊インプラントを取り出す場合、休暇は五日である。

(四)卵管結紮手術を受ける場合、休暇は 21 日、産休期間中に結紮した場合、産休は延長する。

(五) 輸精管結紮術を受ける場合、休暇は 10 日である。

(六)4 カ月未満で妊娠中絶の施術を受けた場合、休暇は 15 日で、満 4 カ月で妊娠中絶の施術を受けた場合、休暇は 42 日である。

(七)卵管開口術を受ける場合、休暇は 21 日で、精管再吻合手術を施行した場合、休暇は 15 日である。

休暇期間中に同様の賃金が支給され、福祉待遇も変わらない。

第二十一条 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した都市住民は、以下の待遇を受けることができる。

(一) 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した月から子供が 18 歳になるまで、毎月一人っ子の両親に 10 元以上の奨励金を支給するか、または一括で 2,000 元の奨励金と支給する。

(二)子供の託児費用、医療費は、その勤務先が現地の規定に従って補助する。

(三)職員が定年退職した後、その勤務先が毎月 10 元または一括で 2,000 元の補助金を支給する。無職者は男性が満 60 歳、女性が満 55 歳になった後、現地の財政機関が在職者の支給基準に従って補助金を支給する。

第二十二条 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した農村住民は、以下の待遇を受けることができる。

(一) 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した月から子供が 18 歳になるまで、毎月一人っ子の両親に 10 元以上の奨励金を支給するか、または一括で 2,000 元の奨励金を支給する。

(二)子供の入学、医療、託児、就職、入隊などの面で配慮される。

(三)家庭経済発展の重点扶助対象として優先され、資金、技術、育成訓練と情報サービスなど

の面で配慮される。

(四)老後、労働能力の喪失後、現地人民政府が配慮を与えるものとする。

第二十三条 一人っ子親奨励金の支給は、以下の規定に従って実施する。

(一)在職者の都市住民は、夫婦双方の勤務先がそれぞれ 50 パーセントずつ支給し、一方が無職者か、または亡くなった場合、他方の勤務先が全額支給する。

(二) 双方とも無職者の都市住民と農村住民は、現地の財政機関が支給する。

「一人っ子父母光栄証書」を獲得した夫婦が第 2 子を生育した場合、一人っ子父母奨励金の支給は終了し、すでに受け取った部分は返金しなくてもよい。

第二十四条 「一人っ子父母光栄証書」を取得した夫婦は、その一人っ子が死亡または不慮の発生により労働能力を失った後、生育または養子縁組をしない場合、以下の待遇を受けることができる。

(一)国家機関、事業機構の職員の場合、国家機関事業機構養老保険制度改革前の定年退職者は、本人の基本給の全額で退職費を支給される。国家機関事業機構養老保険制度改革後の定年退職者は、一括の補助金が支給される。その他の規定に従って全額退職費の待遇または一括の補助金を受けている場合、毎月 10 元を増加するものとする。

(二)企業職員の場合、定年退職後、その勤務先から一括で 3,000 元以上の補助金を支給される。

(三)本款第(一)項、第(二)項に適用されない満 60 歳の男性と満 55 歳の女性の都市住民は、現地人民政府が一括で 3,000 元の補助金を支給する。

(四)農村住民が病気により労働能力を喪失したか、または男性は満 60 歳、女性は満 55 歳になった場合、郷(鎮)人民政府または集団経済組織が毎年一定の生活費を支給し、国が規定した五保戸の条件を満たした場合、法に基づいて五保戸の待遇を受けることができる。

生涯生育せず、養子縁組もしていない夫婦は、前項に規定された待遇を受けることができる。

第二十五条 法律、法規又は規則により「一人っ子父母光栄証書」を獲得した夫婦の奨励金

はその勤務先が支給する場合、その勤務先の主な責任者は実行責任を負うものとする。

第二十六条 計画生育家庭特別扶助制度と農村部分的計画生育家庭奨励扶助制度を実行するものとする。

都市部と農村部の最低生活保障対象を確定する際、前項の規定に従って支給された特別扶助金、奨励扶助金は家庭収入に計上されない。

第二十七条 「一人っ子父母光栄証書」を獲得した夫婦は、一人っ子が不慮により死亡あるいは後遺障害が残った場合、規定に従って扶助を受ける。省、市、県人民政府は上記の人々に対して、生活、養老、医療、心のケアなど全面的な扶助保障制度を確立し、健全にしなければならない。

各社会組織、企業、事業機構と一般大衆自治組織は一人っ子が死亡、あるいは後遺障害が残った計画生育家庭に対する社会配慮活動を行うことを奨励する。

第二十八条 省、市、県人民政府が計画、土地、住宅、財政、金融、人材などに関する措置を総合的にとり、普遍的な託児サービスシステムの構築を推進し、乳幼児家庭のサービスを受ける普及性と公平性を高める。

都市部団地に付属する幼稚園の建設を推進し、普遍的な幼稚園のカバー率を高める。条件の整った幼稚園による2～3歳までの幼児受け入れを奨励し、支持する。

居住区の保育サービス施設の建設を支持し、社会の力によって保育施設の設立を奨励し、指導する。

第二十九条 市、県人民政府は公営賃貸住宅を賃貸する際、現地の住宅保障条件に適合し、かつ未成年の子供がいる家庭に対して、未成年の子供の人数に応じて間取り選択などについて適切な配慮を行うことができる。未成年の子供を育てる家庭の負担状況に応じて、差別化された賃貸と住宅購入の優遇政策を制定することができる。

第三十条 農村住民が成建制により都市住民に転換した後、都市住民の社会保障と福祉待遇を受ける前、および農村住民の生育政策を受ける移行期間中、元の農村計画生育奨励優遇政策を

引き続き受けることができる。

第三十一条 各地区、各団体は実際の状況に基づいて、本章の規定以外に、その他の優遇措置を制定することができる。

第五章 計画生育サービス

第三十二条 健全な妊産婦、新生児の緊急救済システムを確立し、母子の安全と健康を保障する。

医療衛生機構は生育適齢者に対して優生優育知識の宣伝教育を展開し、生育適齢女性に対して妊娠準備期間、妊娠期間中の保健サービスを展開し、計画生育、優生優育、生殖に関する保健の相談、指導と技術サービスを担当しなければならない。

第三十三条 省、市、県人民政府は新生障害児の総合的予防・治療活動を強化しなければならず、産前スクリーニングと新生児疾病スクリーニングを支持し、新生障害児を予防し、減少させ、出生人口の資質を高める。

指定された医療衛生機構は、無料の婚前医学検査と無料の妊娠前優生健康検査サービスを提供しなければならない。

第三十四条 超音波技術とその他の技術手段を用いて、医学的必然性がない胎児性別鑑定と性別選択ための人工妊娠中絶を禁止する。

第六章 附則

第三十五条 帰国華僑、海外留学人員および香港・マカオ・台湾の同胞、外国公民と結婚した我が国の公民が生育する場合、衛生健康主管部門は国の関連規定に従って処理する。

第三十六条 本条例は2003年4月1日より施行する。1988年5月28日に遼寧省第7期人民代表大会常務委員会第3回会議により可決され、1992年9月25日に遼寧省第7期人民代表大会常務委員会第30回会議により第1回改正され、1997年9月27日に遼寧省第8期人民代表大

会常務委員会第 30 回会議により第 2 回改正され、「遼寧省計画生育条例」が同時に廃止された。